

### 3 米の需給に関する動向

#### (1) 集荷・販売動向

- 平成14年産計画流通米の集荷は433万トンと、前年の集荷実績を13万トン下回る
- 14年産の計画外流通米の出回り量は、318万トンと、前年の実績を6万トン上回る
- 15年10月末までの14年産自主流通米の販売実績は367万8千トンと、前年同期の販売実績を12万3千トン上回っている
- もち米（自主流通米）は、供給予定数量14.5万トンの全てを販売
- 政府米については、9年産までの売渡し計画を下回る一方で、買入れは計画どおりに実施したため、買入れから売渡しの期間が長期化

#### (ア) 民間流通米の集荷、販売の動向

計画流通米の集荷数量は、毎年の作況により変動していますが、平成14年産の生産量が889万トン（作況指数101）と、前年産の906万トン（作況指数103）より17万トン減少したこと等により、14年産の集荷実績は433万トンと、前年産の集荷実績（446万トン）を13万トン下回っています（表I-3-1）。

これを用途別に見ると、主食用等が414万トン、加工用は19万トンとなっており、共に前年産より減少しています。

他方、計画外流通米の出回り量は、平成14年産で318万トン程度と見込まれています。この量は、対前年産では6万トンの増加となっており、生産に占めるシェアは36%に増加しています。

表 I-3-1 計画流通米の集荷実績及び計画外流通米（一般米相当）の出回り量の推移

（単位：万トン、%）

年産	作況	生産量 ①	計画流通米集荷実績			農家消費等 ⑤	うち一般米相当の計画外流通米 ⑥	生産量に対する比率 ⑦=⑥/①
			②=③+④	主食用等 ③	加工用 ④			
平成10年産	98	896	465	442	23	431	270	30
11	101	918	472	448	24	446	292	32
12	104	949	482	459	23	467	318	34
13	103	906	446	425	21	460	312	34
14	101	889	433	414	19	456	318	36
前年差 (14-13)		▲ 17	▲ 13	▲ 11	▲ 2	▲ 4	6	2

資料：生産量は農林水産省「作物統計」、計画流通米は農林水産省調べ、自主流通法人調べ、農家消費等は農林水産省「生産者の米穀現在高等調査」等を基に農林水産省で推計

また、計画流通米のうち、自主流通米の販売状況を見ると、計画流通米の集荷数量同様、毎年産の作況により変動しています。平成14年産米については、JAS法に基づく精米表示の罰則強化・15年産米の不作懸念等により、総じて販売が進んでおり、主食用うるち米については、15年10月末累計で367万8千トンと前年同時期（355万5千トン）を12万3千トン上回っています（表I-3-2）。

なお、もち米の需給については、平成11年産以降、過剰基調で推移していましたが、15米穀年度については、

- ① 13年産に引き続き、14年産の生産において、生産者団体が生産抑制に取り組んだこと
- ② 主要産地の一つである北海道において不作であったこと等から、14年産の生産量が減少し、自主流通米等の供給量は14万5千トンと14米穀年度に比べ3万6千トンの減少となりました。一方、自主流通米等の販売状況は、
  - ① もち米の需給が、しばらく続いた過剰基調から需給均衡へと変化し、実需者が原料となるもち米を早めに手当てしようとしたこと
  - ② こうした中で、14年産米価格が13年産米に比べて大きく変わらず、銘柄間の居所修正程度の変動に留まったこと等から、自主流通米等の供給数量14万5千トンの全てについて、販売が終わりました（表I-3-3）。

表I-3-2 自主流通米の販売実績の推移

（単位：千トン）

年産	販売実績		主食用等	主食用うるち米			対前年差	加工用米	対前年差
	対前年差			酒	米	もち米			
平成9年産	4,331	—	4,143	3,763	283	97	—	188	—
10	4,393	62	4,160	3,735	256	169	17	233	45
11	4,156	▲237	3,921	3,509	235	177	▲239	235	2
12	4,467	311	4,237	3,856	235	146	316	230	▲5
13(見込)	4,390	▲77	4,178	3,854	212	112	▲59	212	▲18
14(~15.10)	4,152	61	3,959	3,678	187	94	80	193	▲19

資料：自主流通法人調べ

注：1) 平成13年産（見込）における主食用うるち米の数値は、販売実績に持越数量を含めた値である。

2) 14年産（~15.10）の対前年差は、13年産の14年10月末までの販売実績との差である。

表I-3-3 もち米（自主流通米等）の販売状況

（単位：千トン）

	年産	供給数量	契約数量	残
平成14米穀年度	11年産	11	11	0
	12年産	56	39	17
	13年産	114	80	34
		181	130	51
15米穀年度	12年産	17	17	0
	13年産	34	34	0
	14年産	94	94	0
		145	145	0
対前年差		▲36	15	

資料：自主流通法人調べ

注：1) 平成14米穀年度は、14年6月末現在の値である。

2) 15米穀年度においては、5月末の段階で全ての契約が締結

3) 全国集荷団体（自主流通法人）に販売が委託された計画外流通米を含む。

## (イ) 政府米の買入・売渡の動向

政府は、大不作等の事態になっても消費者に対する米の供給が不足しないよう備蓄を運営することとなっており、直接、米を買い入れ、一定期間保管を行った後に、これを売り渡しています。

この政府による備蓄運営の状況を見ると、平成5年の大不作の影響から、6年10月末の政府国産米の在庫はない状況となりました。その後、豊作が続く中で、生産調整の拡大局面となり、適正在庫水準を超えてもなお、販売可能数量を大幅に上回る政府買入を行わざるを得なかったことに加え、全体の過剰基調の中で、自主流通米の販売に影響を及ぼさないよう政府米の販売の抑制が求められたことから、9年産米までは在庫が大きく積み上がる事態となりました（表I-3-4）。

そのような中、10年産米から備蓄運営ルールを導入して、買入数量を減少させてきましたが、依然として備蓄量は高水準となっています。

また、このような備蓄運営の結果として、買入れから売渡しまでの期間も長期化しています（図I-3-1）。

- ★ 解説「備蓄運営ルール」（新たな米政策大綱）
  - ・ 指針及び基本計画上、政府米買入数量より政府米販売数量を大きくする。
  - ・ 実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は計画数量から販売未達数量を差し引いた数量とする。

- ★ 備蓄運営研究会報告（平成13年12月）抜粋
 

備蓄の適正水準については、自主流通米の価格形成に与える影響、円滑な買入れ・売渡しの実現、備蓄に要する財政負担等も考慮し、10年に1度の不作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準として、100万トン程度とすることが適切である。

表 I-3-4 作況指数、政府買入数量、売渡数量の推移

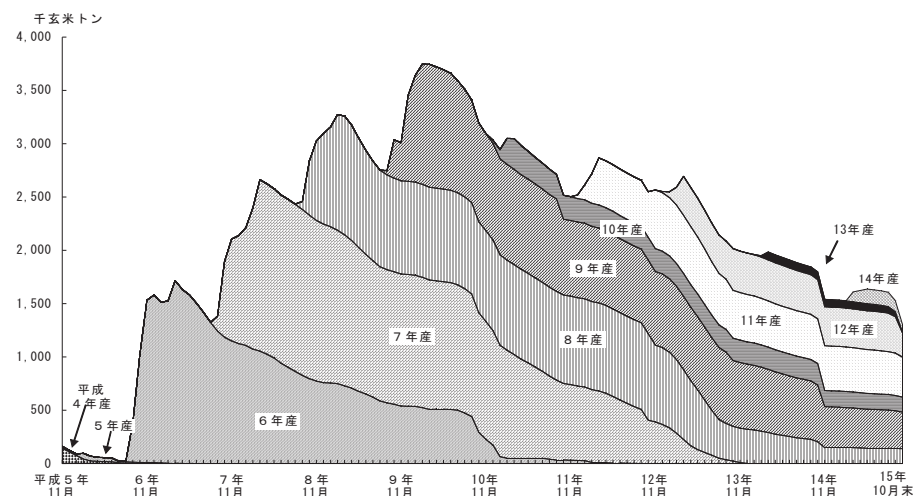
（単位：万トン）

米穀年度	作況指数	政府買入	政府売渡 (主食用)	政府国産米在庫 (各年10月末)
平成6 米穀年度	74(5年産)	2(5年産)	25	0
7	109(6年産)	205(6年産)	92	118
8	102(7年産)	165(7年産)	55	224
9	105(8年産)	116(8年産)	68	267
10	102(9年産)	119(9年産)	52	297
11	98(10年産)	30(10年産)	50	233
12	101(11年産)	45(11年産)	20	162(256)
13	104(12年産)	37(12年産)	23	176
14	103(13年産)	8(13年産)	20	155
15	101(14年産)	14(14年産)	38	131

資料：農林水産省調べ、農林水産省「作物統計」

注：1) 平成12米穀年度の政府国産米在庫は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離（75万トン）等の数量を除いたもので、（ ）は当該対策をする以前のものである。

図 I-3-1 年産別備蓄数量の推移



資料：農林水産省調べ

## (2) 在庫の状況

- 自主流通米においては平成15年10月末に13万トンの持越在庫
- もち米については、14年10月末に5万トンの在庫が存在したが、15年10月末において解消
- 15年10月末には131万トンの政府備蓄米が存在し、8・9年産の販売期間も長期化

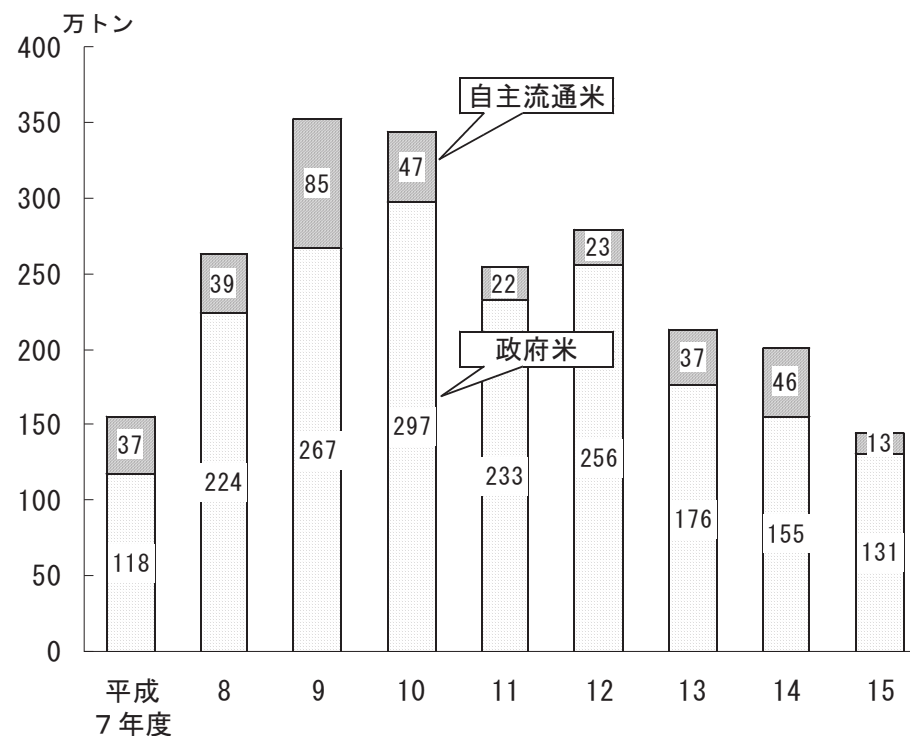
自主流通米においては、

- ① 近年、需要が減少する中で豊作が続き、それらに見合った翌年の生産調整の拡大や過剰米の処理が必ずしも行われなかったこと
- ② 現行の生産調整手法では、きちんと生産調整目標面積を達成しても、生産者は、当然その限定された面積の範囲内で最大の収量を上げるよう努力することから、当初見込んだ以上の生産が行われてしまうこと

等を背景に、平成14年10月末に46万トンが在庫として持ち越されましたが、15年産米の不作懸念等から15年10月末の持越在庫は、13万トンとなっています（図 I-3-2）。

自主流通米の平成14年産調整保管については、約11万トンを実施していましたが、15年産米の不作懸念等から、9月に取崩しが行われ、全量について販売が行われました（表 I-3-5）。

図 I-3-2 自主流通米、政府米における10月末在庫の推移



資料：農林水産省調べ

表 I-3-5 調整保管数量の推移

(単位：万トン)

年産	調整保管数量
平成12年産	25.3
13年産	27.5
14年産	—

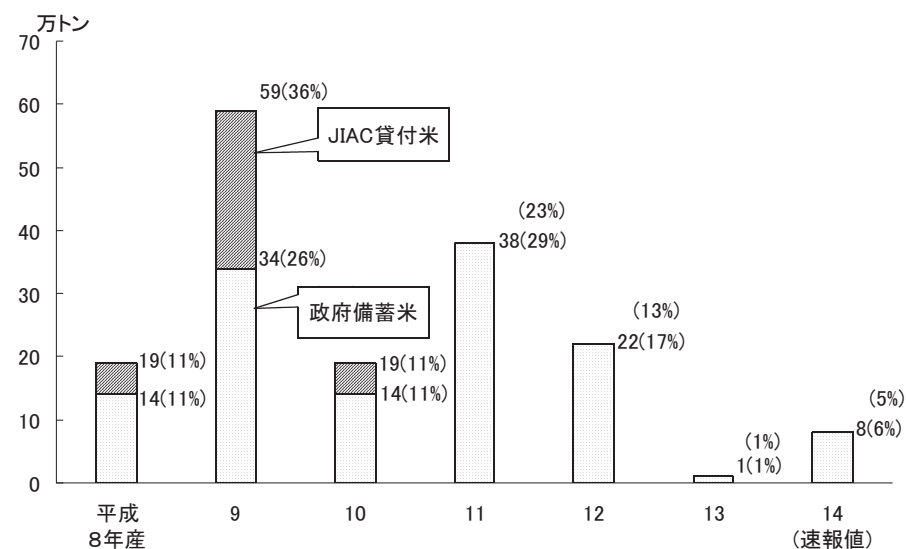
資料：自主流通法人調べ

また、もち米については、近年、供給が過剰基調で推移していたことから、平成14年10月末には、自主流通米約5万トンが在庫として抱えられる状況となっていました。14年産の生産量が減少したことにより、15年10月末において解消されています。

他方、政府備蓄米は、平成15年10月末在庫で131万トンとなっています。

その内訳を見ると、8年産米と9年産米で48万トンと、全体の37%を占めており（援助用としてJ I A Cが保管している米30万トンを含めると48%）、保有・販売期間が長期化していることが分かります（図 I - 3 - 3）。

図 I - 3 - 3 政府米備蓄の年産別内訳（平成15年10月末）



資料：農林水産省調べ

注：1) J I A Cとは、(社)国際農業交流・食糧支援基金のことであり、大規模かつ国際的な緊急食糧支援ニーズに円滑に対応するために平成10年に創設された、政府保有米の貸付けによる緊急食糧支援事業の実施主体となっている。本事業により、緊急食糧支援のための食糧の備蓄、緊急支援に伴う財政負担の平準化等を行うものである。具体的には、支援米として10年度に国産米10万トン、ミニマム・アクセス米5万トンの計15万トンがJ I A Cに貸し付けられ、14年度には国産米35万トン、ミニマム・アクセス米5万トンの計40万トンに増加され、この備蓄を行っている。

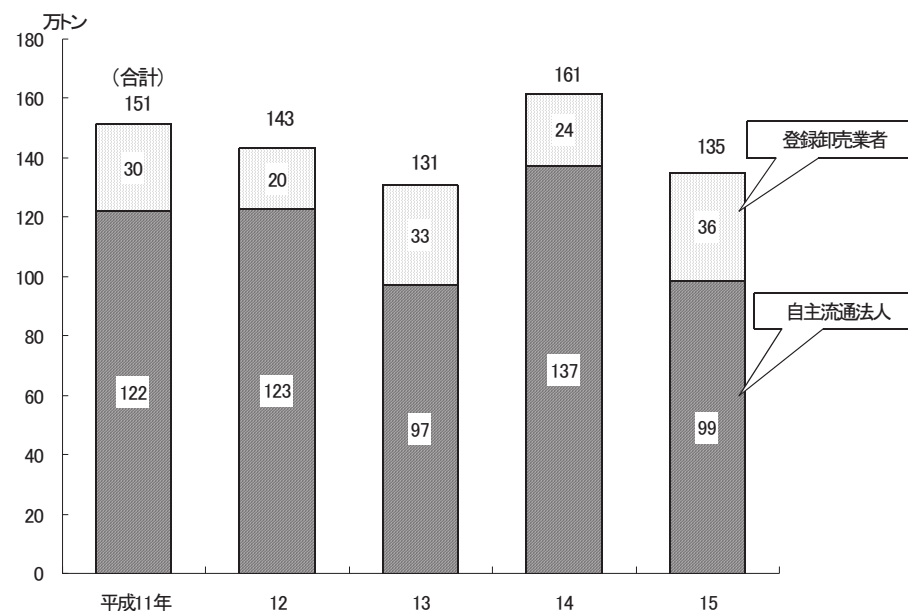
2) ( )内の割合は、上段が全体（政府備蓄米及びJIAC貸付米の年産計）に占める各年産米（政府備蓄米及びJIAC貸付米の計）の割合、下段が政府備蓄米の年産計に占める各年産政府備蓄米の割合である。

なお、需要見通しのための需要量の把握については、新米の出回る前の6月末在庫量を起点とすることとされていますが、平成15年6月末の在庫は、民間在庫が135万トン、政府備蓄米が163万トンとなっています（図Ⅱ-3-4）。

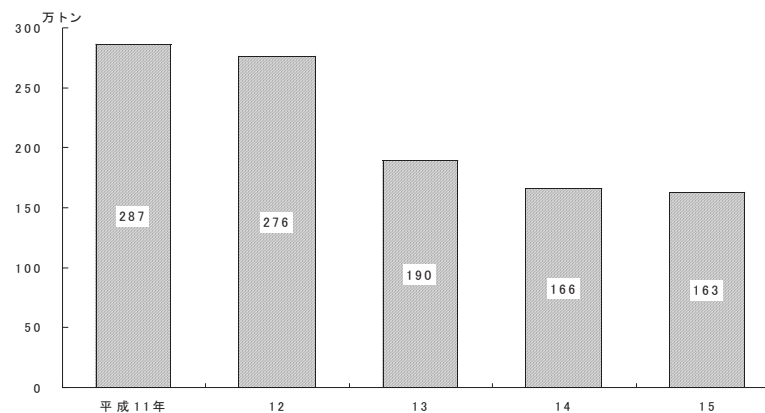
流通段階においては、価格動向や作柄によっては、相当量の在庫の取り崩しや積み上げが生じるため、在庫水準が年によって大きく変動しています。

例えば、12年緊急総合米対策による需給改善効果により、12年産米に先高感があったことから、販売業者の引き取りが促進され、自主流通法人の在庫は、13年6月末で97万トン（対前年比26万トン減）となっている反面、登録卸売業者の在庫は、33万トン（対前年比13万トン増）となっています。

図Ⅱ-3-4 民間流通における6月末在庫の推移



(参考) 政府米の6月末在庫の推移



資料：農林水産省調べ

注：うるち玄米の値である。

### (3) 価格動向

- 自主流通米の入札価格については、平成14年産まで下落傾向で推移。15年産は大幅に上昇
- 小売価格についても、14年産までは入札価格同様下落傾向
- 米の価格は、用途別に様々な価格水準を形成

#### (ア) 入札価格の動向

現在、自主流通米の価格については、自主流通米価格形成センターにおける入札取引によって取引の指標となる価格が形成されています。

その価格動向については、近年、豊作が続いたこと、米の消費減退やデフレ経済の下で小売価格が低迷していること等から、大凶作を反映して価格が上昇した平成5年産をピークに、14年産まで下落傾向で推移していました（図I-3-5）。

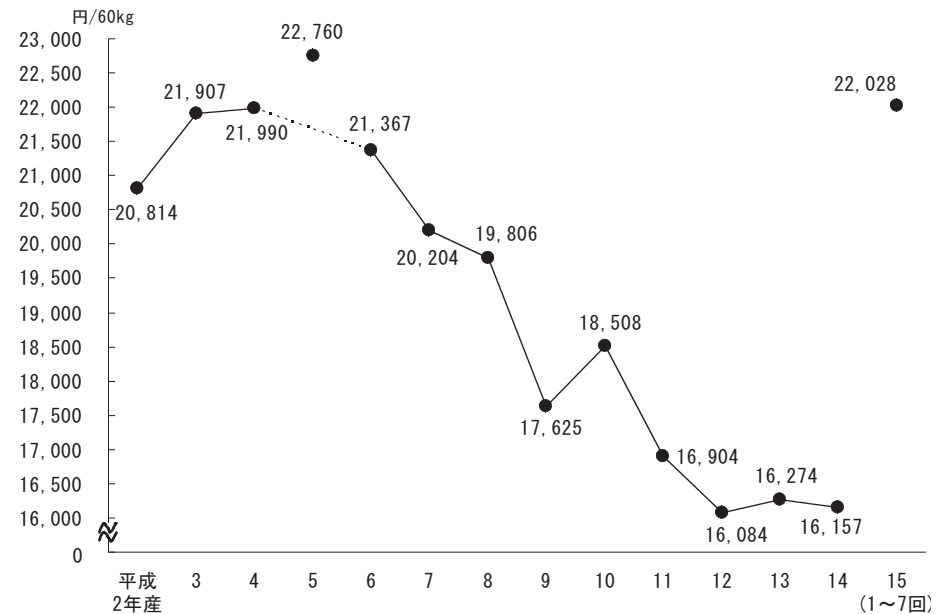
しかしながら、15年産米の入札価格については、15年産米の生産量の減少等の影響から、卸売業者の応札意欲が高まり、前年に比べて、大幅に上昇しています。

#### ★ 解説

##### 自主流通米入札取引

- ・ 主に県段階の集荷業者により上場される全国の主要産地品種銘柄に対して卸売業者が応札の申込みをし、基本的には申込価格の高いものから、上場数量に達するまで、申込数量を順次落札する方法により行われる取引。
- ・ 平成14年産では約102万トン、15回の入札を実施。

図I-3-5 自主流通米の年産別全産地品種銘柄平均価格の推移



資料：(財) 自主流通米価格形成センター調べ

注：1) 平成5年産は、著しい不作のため第2回（5年9月）限りで入札が打ち切られた。

2) 15年産は、第7回（15年11月26日）までの加重平均価格である。

### (イ) 産地品種銘柄ごとの価格の動向

平成14年産までの産地品種銘柄ごとの価格動向を見ると、「新潟コシヒカリ」については、他の産地品種銘柄と同様、6年産以降下落基調で推移してきましたが、相対的には最も高い水準を維持しており、14年産は、他の主要産地品種銘柄が引き続き下落する中で、JAS法に基づく精米表示の罰則強化等の影響で、上昇しました(図I-3-6)。

一方で、「宮城ササニシキ」は、従来、「新潟コシヒカリ」に並ぶブランド銘柄でしたが、割高感があったこと等から、14年産においては下落幅が拡大しました。

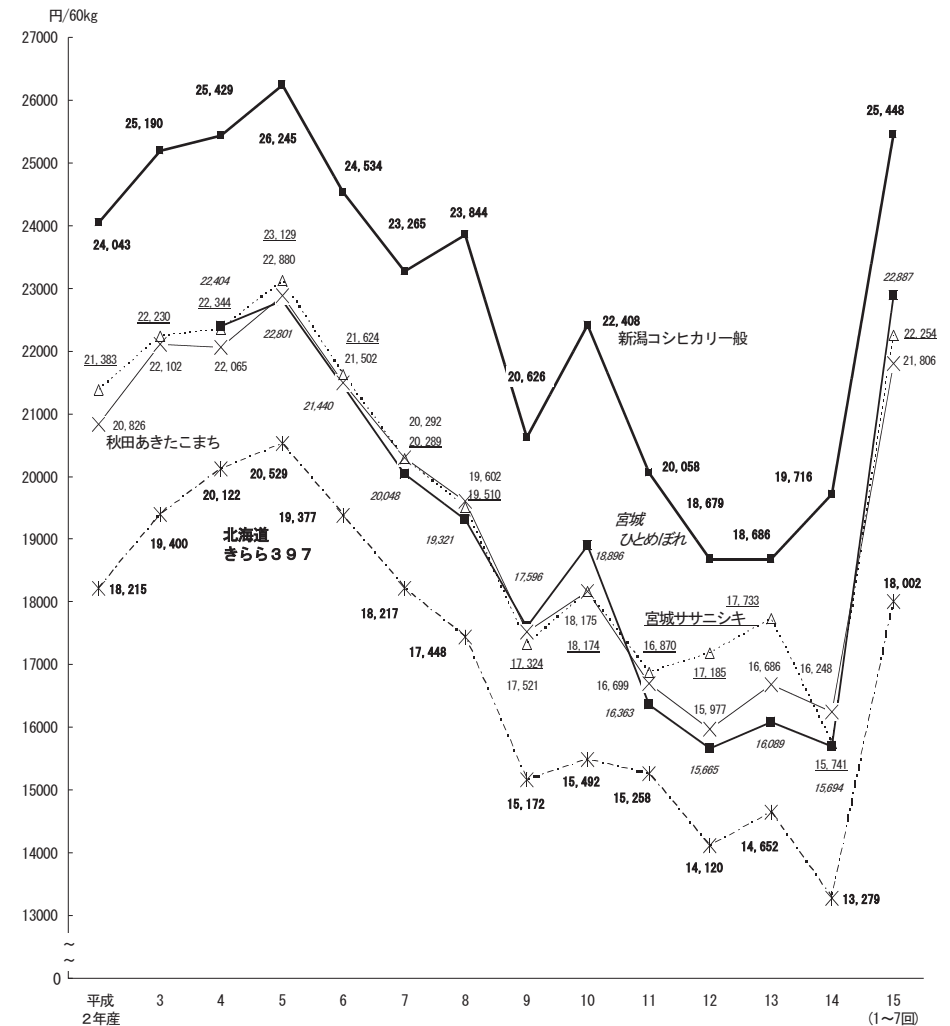
この他、

- ① 「秋田あきたこまち」、「宮城ひとめぼれ」等については、量販店の特売銘柄等として
- ② 関東産コシヒカリは、地域の単品銘柄、ブレンド原料用等として
- ③ 「北海道きらら397」、九州産ヒノヒカリ等は、地域の単品銘柄、業務用等として

それぞれ相対的に安定した地位を維持してきましたが、最近は、取引の多様化が進んだこと等に伴い、相対的地位に変化が生じやすい状況となっています。

こうした状況の中で、平成15年産については、平均価格の動向と同様、いずれの産地品種銘柄においても価格が大幅に上昇しています。

図 I-3-6 主要な産地品種銘柄の年産別価格の推移



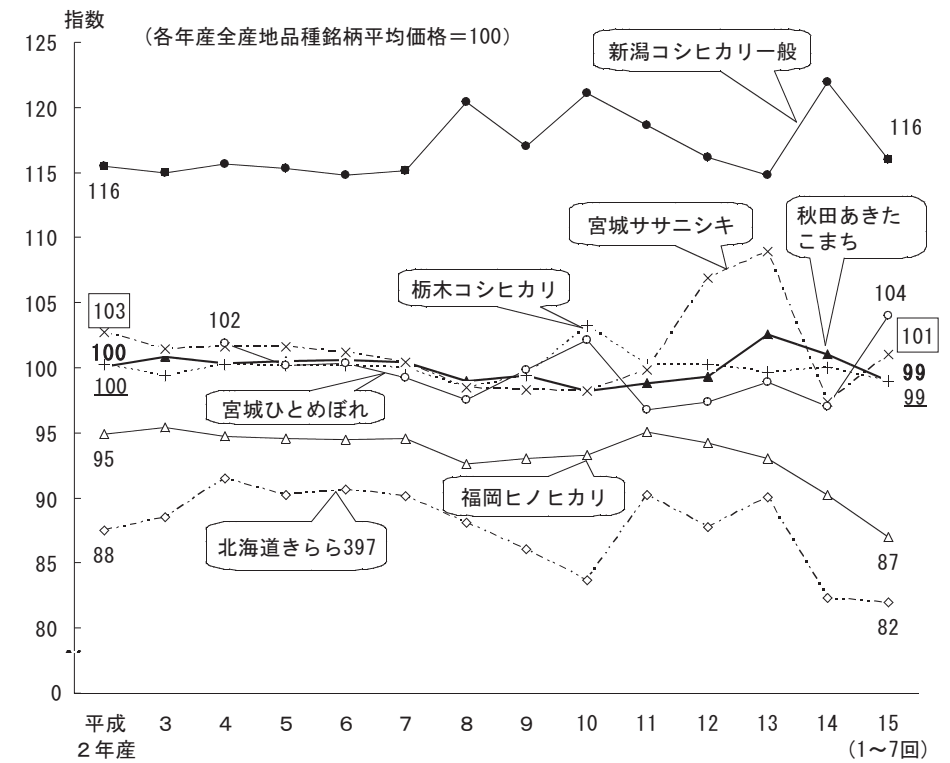
資料：(財) 自主流通米価格形成センター調べ

注：1) 平成5年産は、著しい不作のため第2回(5年9月)限りで入札が打ち切られた。

2) 15年産は、第7回(15年11月26日)までの加重平均価格である。

なお、前述のような取引の多様化の結果として、これまで、ほとんどの産地品種銘柄の価格は全銘柄平均価格の動きにほぼ平行して推移してきましたが、最近では、各産地品種銘柄の価格変動が次第に拡散する傾向にあります（図 I-3-7）。

図 I-3-7 主要な産地品種銘柄の年産別相対的地位の推移



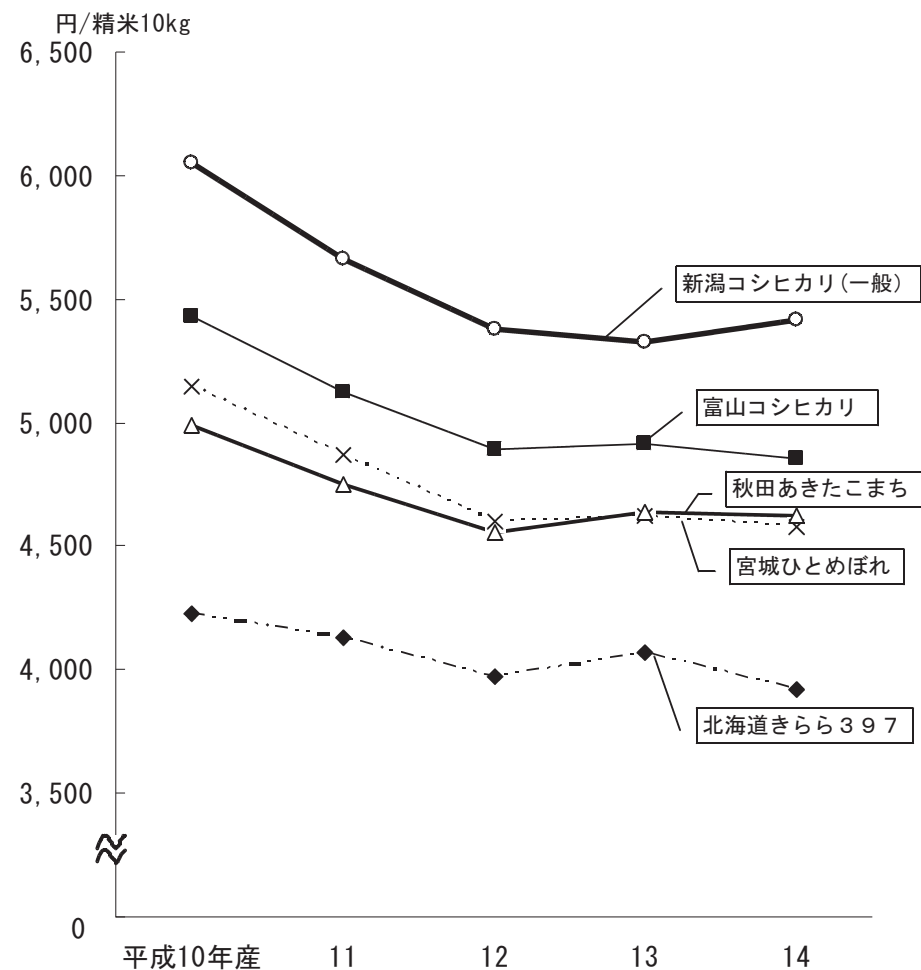
資料：(財) 自主流通米価格形成センター調べ

- 注：1) 各年産の全産地品種銘柄平均価格を100としたときの、各産地品種銘柄の価格比を示した。
- 2) 平成15年産は、第7回（15年11月26日）までの加重平均価格を用いて算出した値である。

自主流通米価格形成センターにおける入札価格が、近年、下落傾向で推移していることを反映して、多くの産地品種銘柄で、小売価格についても、下落傾向で推移しています。

なお、平成14年産については、多くの産地品種銘柄の小売価格が前年に比べて下落する中で、「新潟コシヒカリ」の価格は、入札価格が前年産よりも著しく上昇したことを受けて、若干ですが上昇に転じています（図 I-3-8）。

図 I-3-8 米の年産別小売価格の推移



資料：農林水産省「米麦等の取引動向調査」

注：1) 主要5銘柄の全国1036業者の平均価格(包装代・消費税込み精米10kg)である。

2) 各年産の価格は当年10月～翌年9月の単純平均である。

### (ウ) 用途別に見た米の価格水準

消費者の購入している米の価格帯（精米10キログラム当たり）を見ると、購入先によって米の価格に大きな違いがあることがわかります（図I-3-9）。

また、前述のように、消費者の低価格志向の強まりを受けて、3,500円/10キログラム未満の米を買う人の割合が増加しており（図I-1-30）、全体の43%を占めていますが、こうした価格はスーパーにおける特売で、コシヒカリ以外の産地品種銘柄の価格として見られるのが実態となっています（表I-3-6）。

表I-3-6 特売の価格帯（精米10kg当たり）

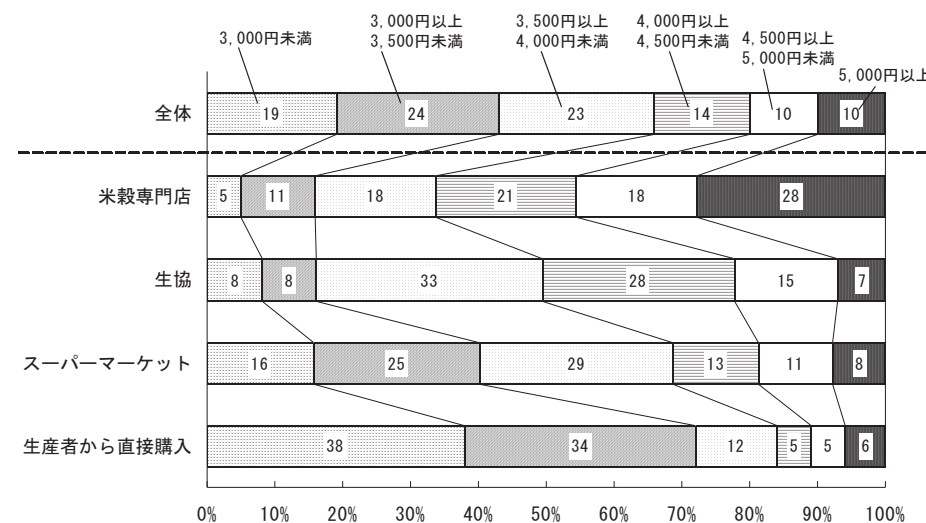
（単位：円/精米10kg）

産地品種銘柄		首都圏	関西圏	(参考) 全国平均価格
北海道	きらら397	3,129～3,864	3,129～3,759	3,948
宮城	ひとめぼれ	3,108～4,368	3,794～4,473	4,541
秋田	あきたこまち	3,318～4,494	3,129～4,368	4,619
新潟	コシヒカリ	3,948～5,124	3,864～5,124	5,312
富山	コシヒカリ	3,948～4,179	3,864～4,368	4,860

資料：農林水産省「米麦等の取引動向調査」（平成15年6月調査）

- 注：1) 「首都圏」とは、埼玉県、東京都及び神奈川県、関西圏は、大阪府及び兵庫県である。  
 2) 「首都圏」、「関西圏」での価格帯は、平成14年10月～15年4月のスーパー等の価格(包装代・消費税込み)である。  
 3) 「全国平均価格」は、14年10月～15年4月の単純平均価格である。

図I-3-9 購入先別の購入価格割合（精米10kg当たり）



資料：農林水産省「食糧モニター調査」（平成14年9月調査）

- 注：1) 図I-1-6の注1)と同じ。  
 2) 「生産者から直接購入」は親兄弟からの購入を含む。

外食事業者が購入する米の産地品種銘柄、価格帯を見ると、266円/キログラムから585円/キログラムまで、大変幅があることが分かります（表I-3-7）。

また、小売価格が、小売業者が消費者に販売する価格であるのに対して、外食事業者の購入価格は、主に卸売業者等が外食事業者に販売する価格なので、これらをそのまま比較することは適当ではありませんが、外食事業者の購入価格は、小売価格を1割近く上回るものから、4割程度下回るものまであり、それぞれの事業者の求めるニーズに応じて多様な価格帯が形成されていることが窺われます。

表I-3-7 外食事業者が購入する産地品種銘柄・価格帯

（単位：円/精米1kg）

産地品種銘柄		レストラン・食堂	弁当・仕出屋	[参考値] 小売価格 ①	小売価格 との差 ②	②/①×100
岩手	ひとめぼれ	346円程度	336～415円	470円	▲134～▲55円	▲29～▲12%
宮城	ひとめぼれ	—	304～392円	451円	▲147～▲59円	▲33～▲13%
秋田	あきたこまち	350～390円	297～382円	459円	▲162～▲69円	▲35～▲3%
山形	はえぬき	—	299～337円	466円	▲167～▲129円	▲36～▲28%
福島	コシヒカリ	335～430円	—	505円	▲170～▲75円	▲34～▲15%
茨城	コシヒカリ	—	330～336円	441円	▲111～▲105円	▲25～▲24%
栃木	コシヒカリ	—	307～360円	445円	▲138～▲85円	▲31～▲19%
新潟	コシヒカリ	—	350～585円	544円	▲194～▲41円	▲36～8%
富山	コシヒカリ	—	334～378円	486円	▲152～▲108円	▲31～▲22%
福井	コシヒカリ	315～360円	315～456円	460円	▲145～▲4円	▲32～▲1%
和歌山	キヌヒカリ	313～400円	294～411円	418円	▲124～▲7円	▲30～▲2%
鳥取	コシヒカリ	—	320～375円	455円	▲135～▲80円	▲30～▲18%
島根	コシヒカリ	—	280～420円	464円	▲184～▲44円	▲40～▲9%
熊本	ヒノヒカリ	307～384円	—	464円	▲157～▲80円	▲34～▲17%
大分	ヒノヒカリ	266～400円	—	425円	▲159～▲25円	▲37～▲6%
鹿児島	ヒノヒカリ	350～400円	—	412円	▲62～▲12円	▲15～▲3%

資料：農林水産省「外食事業者に対する仕入動向等アンケート調査」（平成15年5月調査）

- 注：1) 外食事業者462業者を対象とするアンケート調査である。  
 2) 外食事業者の仕入価格は、平成15年4月精米1kg当たり聞き取り価格（消費税込み）である。  
 3) 小売価格は、農林水産省「米麦等の取引動向調査」における14年産精米の15年4月全国平均価格（包装・消費税込み）を1kg換算したものである。  
 4) 小売価格の山形はえぬきについては、山形はえぬき（内陸）の価格である。  
 5) 小売価格の福島コシヒカリについては、福島コシヒカリ（中通り）の価格である。  
 6) 小売価格の新潟コシヒカリについては、新潟コシヒカリ（一般）の価格である。

加工原材料用米の供給価格は、自主流通米の価格が全体で下落する中で総じて低下しており、用途別に最近の価格を見ると、焼酎用の5,800円～6,000円/60キログラムから、清酒用（もと米）の23,000円～46,000円/60キログラムまで、用途によって大きな開きがあります（表I-3-8）。

表I-3-8 加工原材料用米の用途別供給価格

（単位：円/精米60kg）

用途	平成8年産	14年産
清酒	もと米 32,500円～51,600円	もと米 23,000円～46,000円
	かけ米 16,800円～34,800円	かけ米 15,500円～26,900円
焼酎	6,300円～7,700円	5,800円～6,000円
米菓 せんべい、あられの原料	うるち米（せんべい用） 7,900円～11,900円	うるち米（せんべい用） 6,500円～9,600円
	もち米（あられ用） 11,900円～26,400円	もち米（あられ用） 9,600円～20,200円
米穀粉 だんご、大福などの原料	うるち米（だんご用など） 8,000円～11,900円	うるち米（だんご用など） 7,100円～9,600円
	もち米（大福用など） 11,900円～26,400円	もち米（大福用など） 9,600円～20,200円
味噌	6,300円～11,900円	5,800円～9,600円
加工米飯 冷凍・レトルト米飯など	14,400円～26,200円	13,700円～30,100円
包装もち	11,900円～26,400円	9,600円～20,200円

資料：農林水産省調べ

注：自主流通米、加工用米の他、ミニマム・アクセス米、特定米穀（くず米）も含む価格である。

## 4 米の流通に関する動向

### (1) 米の流通構造の変化

- 登録小売業者数が減少
- 計画外流通米は引き続き増加傾向

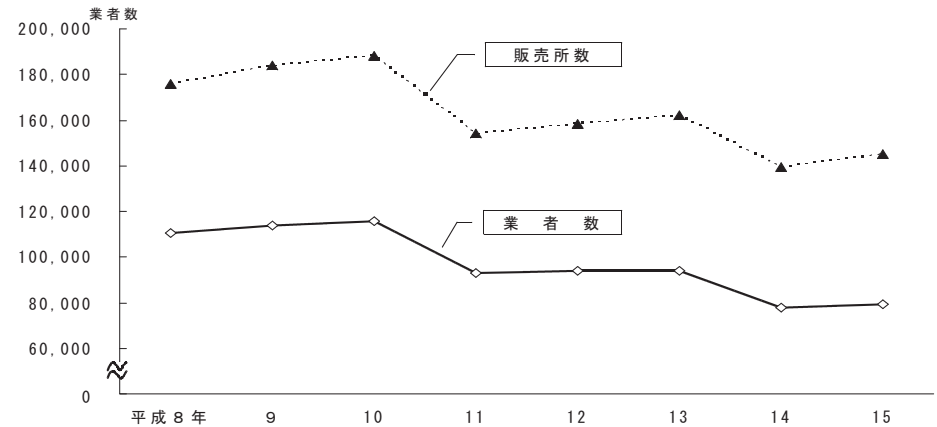
### (ア) 米の販売事業者数の推移

近年、米の消費構造の変化に伴い、流通構造も大きく変わってきています。

前述のように家庭における米の購入先が、米穀専門店から量販店へと大きくシフトした結果として、特に小規模な米穀専門店が減少したことから、登録小売業者数は平成10年6月末の約11万業者から、15年同月末には約8万業者にまで大きく減少（32%減）しています（図I-4-1）。

また、近年、専門店が減少している中で、スーパー等の量販店にはない専門店の特徴を活かして営業を行う「お米マイスター制度」のような小売専門店の取組も見られるようになってきています。

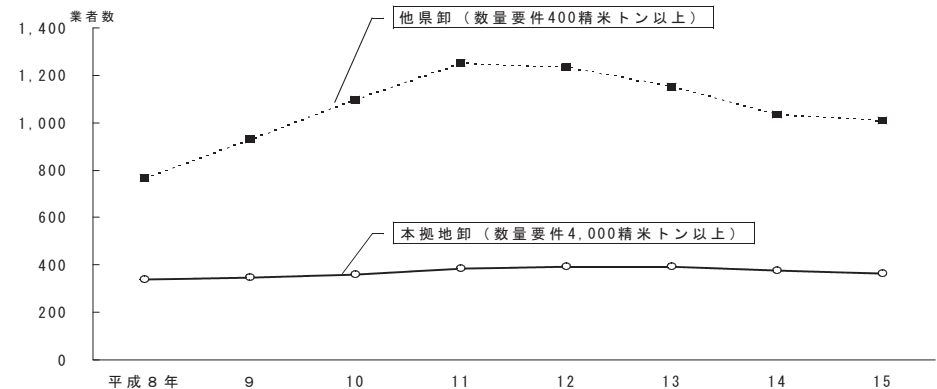
図I-4-1 登録小売業者数の推移



資料：農林水産省調べ

注：各年6月末現在の値である。

### (参考) 登録卸売業者数の推移



資料：農林水産省調べ

- 注：1) 他県卸の業者数は、本拠地卸が登録している都道府県以外の都道府県においても卸売業の登録を行っている登録数で、延べ数である。  
2) 各年6月末現在の値である。

### (コラム)「お米マイスター制度」について

お米マイスター認定制度とは、日本米穀小売商業組合連合会が、「お米に関する幅広い知識を持ち、米の特長を最大限活かした商品づくりを行い、米の良さを消費者に伝えることができる米穀小売店」であることを認定する制度です。

「マイスター」とは、ドイツ語で巨匠・師匠の、また、「マイ」が米、「スター」が星ということで、「米に明るい人」をも意味しています。

初年度の平成14年度には、全国41会場で知識講習(米の品種特性、精米技術、保存・保管技術、炊飯技術、食味評価、ブレンド特性、店づくり・接客マナー等)が実施され、その後行われた試験に合格した2,261名が「3ツ星お米マイスター」に認定されました。

2年目の15年度には、「3ツ星お米マイスター」に加えて、全国の主な都市で開催される厳しい技能講習の試験に合格した者が「5ツ星お米マイスター」に認定される予定となっています。

(お米マイスター認定マーク)



### (コラム) 特徴を活かした営業を行う米穀専門店

#### ○ F商店(東京都江東区)

F商店では、顧客に多種類の米を購入する楽しみを味わってもらえるよう、1kgから店頭精米を実施しています。また、米の食感や味わいに違いを出すため、「奉書搗き(米の香りと甘みを引き出す精米方法)」、「胚芽搗き」、「あらびき精米」などのオーダー精米に取り組んでいます。これらの工夫により、本来なら1ヶ月に1回程度の来店客が毎週のように来店することもあります。

#### ○ G商店(富山県富山市)

G商店では、「元気がある米屋さん」として認知されるよう、イベントやサービスにおいてインパクトのある企画にこだわり、他店では扱っていない産地品種銘柄、試食用のおにぎりを用意するなど、顧客を呼び込む仕掛けを工夫しています。また、地元の高校生が作ったコシヒカリの限定販売を行い、これを地元のマスコミに取り上げてもらうことで、広告・宣伝活動につながっています。

#### ○ H商店(名古屋市名東区)

H商店では、「農家の名人シリーズ」と銘打った無農薬米、減農薬米、アイガモ農法米などを主力商品とした22アイテムの品揃えを行っています。米以外にも米関連商品、特におにぎりの販売に力を入れており、バラエティ豊かに25種類を用意しています。最近ではオリジナルな商品構成が顧客からも認知されるようになり、これが顧客単価の上昇につながっています。

改正された食糧法の下では、計画流通米を取り扱う出荷業者、卸売業者、小売業者について、それぞれ登録を義務付けていた業者登録制度が廃止され、これに代わり、出荷、卸売、小売の業態に関係なく、事業規模20精米トン以上の米の出荷又は販売を行う業者についての届出制度が導入されることになっています。

これにより、それぞれの業態間での相互乗り入れ等が活発に行われ、多様化する消費者ニーズを産地に伝えにくくしていた多段階流通が改善され、産地と消費地をより近づける方向で、米の流通構造も変化していくことが期待されます。

#### (コラム) スーパーと連携した循環型米生産の取組

食品の売れ残り、食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、飼料や肥料等の原材料として再生利用することにより、都市と農村が交流・共生する循環型農業を形成する取組が近年、注目を集めています。

このような中で、茨城県の北つくば農協は、食品スーパーI社と提携し、同社の40店舗から排出される食品残渣(80%が野菜くず)を堆肥に利用し、平成14年産からコシヒカリの生産を開始しました。このようにして生産されたコシヒカリは、減農薬・減化学肥料栽培米として、同社の店舗で販売されています。

15年産の栽培面積は51haで、茨城県の特別栽培認証を得るための登録も受けています。収穫量は、260トンを見込んでおり、種子更新は100%実践し、農家54戸と契約して団地化して栽培に取り組み、同一施設を利用することで、県産米をリードする最高級品を目指しています。

販売は、1アイテムを、5キロ2,380円(14年産)としてきましたが、今後は、消費者ニーズが多様化していることも考慮し、2キロ、10キロといった販売アイテムの検討を行うとともに、精米パッケージも新米からリニューアルする方針です。

#### (コラム) 米販売業者が業態間で相互乗り入れ

米の流通規制が緩和され、流通構造が大きく変わることが見込まれる中で、既に、米販売業者が業態間で相互に乗り入れる動きが各地で見られるようになっていきます。

例えば、旧来の「精米販売」に加え、「おにぎり」、「弁当」の販売を手がける小売業者、卸売業者が増えています。

長野県大町市の米穀販売店Jでは、平成8年から炊飯センターを開設し、旅館等に炊飯米を供給しています。

また、熊本県熊本市の米穀専門店Kでは、消費者ニーズの収集、外食産業からの厳しい注文への対応及び精米販路拡大を図るため、自ら、おにぎり、弁当の販売を開始しました。

愛知県春日井市の米穀卸売業者Lでも、低調な米販売の脱却を図るため、おにぎりの専門店を開設し、テイクアウト方式で販売を行っており、売れ行きは好調となっています。

以上のような小売業者、卸売業者による取組のほか、農業生産法人等が、米の直販だけでなく、おにぎり店等を開設する例も見受けられるようになっていきます。

例えば、三重県菰野町の農業生産法人Mは、地元の米のおいしさを知ってもらうため、自ら生産した米を使用し、おにぎり直営店を開設し、好評を博しています。

いずれの例も、弁当の基本は、ごはん(米)にあるとの認識をもち、使用する米にこだわり、新たな実需者ニーズ等に対応できるよう、創意工夫を行っており、今後、こうした動きが、米の販売業界の活性化や売れる米づくりの流通面からの促進につながることを期待されます。

## (イ) 流通ルートが多様化

現行の計画流通制度の下では、消費者の必要とする米の大宗を、一年を通じて安定的に供給することを目的として、流通ルートの特定等の一定の規制と助成の対象となっている「計画流通米」と、こうした規制や助成の対象とならない「計画外流通米」が流通しています。

計画流通制度の創設当初（平成7年）は、計画流通米が流通量の大宗を占めると考えられていました。しかしながら、計画流通米のシェアは低下し、生産量に占める割合は49%、流通量では65%となっています（図I-4-2）。

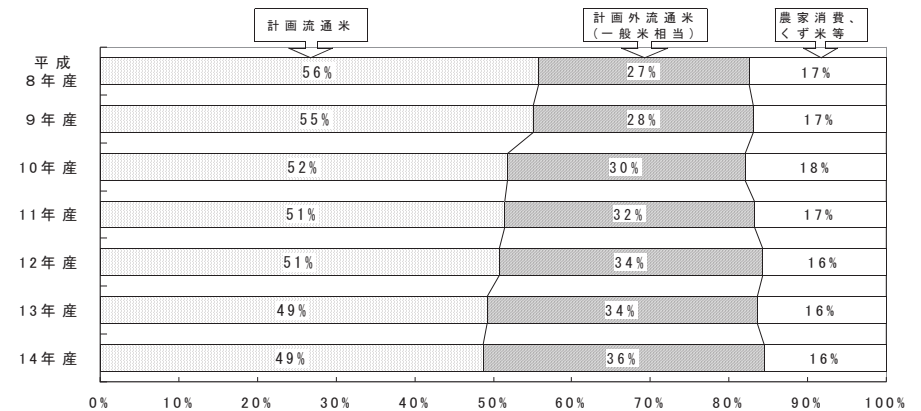
他方、当初は、生産者から縁故のある者に送られたり、売られたりする縁故米ぐらにとどまると見込まれていた計画外流通米については、しだいに多様なルートで多様な取組が行われるようになり、そのシェアが増加しています。

有償の計画外流通米の販売先をみると、半数程度を農家直販が占めていますが、残りの業者取扱いのうち、60%は計画流通米の取扱いを想定した登録業者が占める状況となっています（図I-4-3）。

改正された食糧法の下では、計画流通制度が廃止されることにより、計画流通米と計画外流通米の区分もなくなり、計画流通米に課されていた様々な規制がなくなります。

このため、産地と消費地を結び付ける多様な流通ルートが構築されやすくなり、需要に応じた米づくりが流通面から促進されることが期待されます。

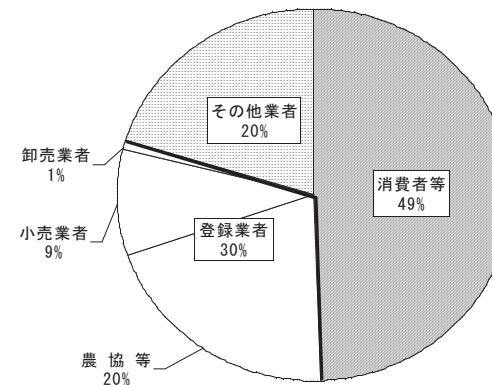
図I-4-2 生産量に対する出回り数量の制度別割合



資料：生産量は農林水産省「作物統計」、計画流通米は農林水産省調べ、自主流通法人調べ、他は農林水産省「生産者の米穀現在高等調査」等を基に農林水産省で推計

注：ラウンドの関係で内訳の合計が100%にならない場合がある。

図I-4-3 生産者の計画外流通米の販売先別販売割合 (平成14年産)



資料：農林水産省「生産段階における計画外流通米の販売等に関する調査」を基に農林水産省で推計

注：ラウンドの関係で内訳の合計が100%にならない場合がある。

## (2) 流通に関する新たな動き

- 適正表示の確保に向けて取締りを強化
- カドミウム、残留農薬に関する全国的なモニタリング調査を実施
- 民間検査が増加
- 受検が産地、品種、産年表示の前提とされたことから、計画外流通米の受検率が上昇

### (ア) 安全・安心の確保に向けた動き

前述のように、消費者の食に対する安全・安心志向が強まっています。

表示を偽って販売することは、消費者の利益を損なう極めて悪質な行為であるだけでなく、中長期的には業界全体の信頼を失い、消費者の米離れ等により米業界全体の不利益に結びつく行為です。

このような不適正表示を減らすための取組が業界においても自主的に行われていますが、国としても、JAS法を改正（平成14年7月施行）して公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じ、不適正な表示を行う販売業者等に対して厳正に対処するとともに（表I-4-1）、

- ① 地方農政局・地方農政事務所に配置された約2千名の食品表示専任の職員による日常的な監視・指導、
- ② これら職員により米穀の小売・卸売業者等に対する店頭等での表示調査等を行う「平成15年産新米の品質表示に係る特別調査」の実施（15年9月から12月までを予定）、
- ③ 食品表示110番や食品表示ウォッチャーの増強（14年度：約1千6百人 15年度3千8百人）など消費者の方々の協力を得た監視体制の一層の充実

など表示の一層の適正化に努めています。

表I-4-1 玄米及び精米の適正表示の確保に向けた指示・公表の状況

指示・公表した業者数	42業者 (23業者)
農林水産大臣の指示	9業者 (5業者)
都道府県知事の指示	33業者 (18業者)

資料：農林水産省調べ

注：指示・公表した業者数は、「品質表示基準の違反に係る指示・公表の指針」（平成14年6月）以降の数であり、（ ）は15年4月1日から15年10月31日現在の数である。

食の安全・安心に関する消費者の関心の高まりに対応して、安全、安心な米の供給を確保する観点から、農林水産省においては、改正農薬取締法に基づき適正な農薬使用の徹底を図るとともに、米の残留農薬及びカドミウムについて、産地出荷段階において全国的なモニタリング調査を行っているところです(表I-4-2)。

なお、その結果、残留農薬については、これまで食品衛生法の基準値を上回った事例はありません。

また、産地においても農薬使用状況等の生産履歴の記録、出荷時の自主的な残留農薬のチェック等に取り組んでいます。

一方、カドミウムに関しては、本調査等で食品衛生法上の基準値である1.0ppm以上のカドミウムが検出された米については地方自治体において焼却処分を行い、0.4ppm以上1.0ppm未満のカドミウムが検出された米については、食品衛生法上問題はないものの、消費者感情を考慮し、政府が買い入れ、非食用(工業用のり等)に処理しています。

表I-4-2 農林水産省が実施している国内産米の残留農薬・カドミウム調査結果

項 目		平成 12年産	13年産	14年産
残留農薬	調査点数	1,037点	995点	1,997点
	農薬が検出された点数 (注)括弧内は基準を超えた点数)	160(0)点	116(0)点	251(0)点
カドミウム	(重点調査) 調査点数	389点	411点	415点
	うち 0.4~1.0ppm 1.0ppm以上	47 0	33 2	23 0
	(要請調査) 調査点数	119点	104点	530点
	うち 0.4~1.0ppm 1.0ppm以上	0 0	0 0	7 1

資料：農林水産省調べ

注：農薬毎の検出点数の合計である。

農林水産省の調査の概要

- ・残留農薬調査  
各県ごとの米の生産状況を踏まえ、県別に点数を割り当てた上で、各県内で調査対象者を無作為に選定し、都道府県、市町村、登録出荷取扱業者及び調査対象生産者の了解を得て調査を実施している。
- ・カドミウム調査
  - ①重点調査：平成9年産米以降の農林水産省等の調査において、0.4ppm以上のカドミウムが検出された米の生産者のほ場が所在する地域で生産される政府米又は政府米となる可能性のある米を対象とし、都道府県、市町村、JA等の出荷業者(以下「調査関係者」という)及び生産者の了解を得て実施している。
  - ②要請調査：残留農薬の調査対象生産者又は調査関係者からカドミウムの調査の要請があった場合に、関係者及び調査対象生産者の了解を得て実施している。

米のトレーサビリティ・システムは、表示や安全性に対する消費者の信頼を確保するため、生産・流通の履歴情報を消費者に的確に提供し、安全性等に問題が生じた場合、原因の究明や迅速な問題商品の回収を可能にするシステムであり、平成15年度からの導入に向けて、現在、米穀関係者間において検討が行われているところです。

農林水産省としては、15年度において、こうした取組に対して、データベースの構築や流通業者における情報処理機器等の導入、普及・啓発等の環境整備に必要な支援を行うこととしています。

#### (コラム) いわて純情米ひとめぼれ無菌包装米飯のトレーサビリティ

いわて純情米需要拡大推進協議会(岩手県、全農岩手県本部等6団体で構成)は、岩手中央農協及び切餅・加工米飯等加工業の大手メーカーであるN社と連携し、平成14年11月から、14年産「岩手県産減農薬ひとめぼれ」を100%使用した無菌包装米飯を対象に、次のようなトレーサビリティシステムを導入しています。

岩手中央農協の減農薬栽培ひとめぼれを使ってN社が無菌包装米飯を加工販売



いわて純情米需要拡大推進協議会とN社のホームページをリンクさせ、米の生産履歴・加工履歴に関する情報を提供  
(提供する情報)  
生産履歴: 種子証明、生産者名、生産者毎の栽培履歴、乾燥調製履歴  
加工履歴: 入庫日、精米日、加工日、品質情報

消費者は、①生産履歴については、商品に貼付したシールのID番号を基に、いわて純情米需要拡大推進協議会のホームページから、②加工履歴については、商品枝番号を基に、N社のホームページから知ることができます。

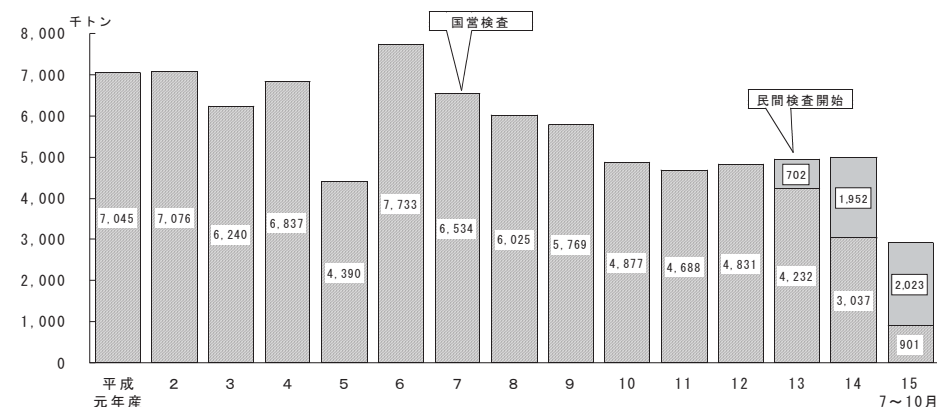
このような無菌包装米飯を対象としたトレーサビリティシステムは、全国で初めての取組であり、14年産の新米を原料とし、14年11月から全国の大消費地で販売が行われています。

## (イ) 米の検査に関する新たな動き

農産物検査については、これまで国が一元的に実施してきましたが、平成13年度より民営化への移行が開始されています。この移行は、17年度までに完了することとされており、米については、すでに14年度末において約4割の検査が民間検査機関において実施されています（図I-4-4）。

計画外流通米の農産物検査の任意検査実績は、食糧法が施行されてしばらくの間、毎年20万トン前後で推移していました。しかし、平成13年4月からJAS法の品質表示基準に基づく、産地・品種・産年の表示は、農産物検査を受けることが前提とされたことから、このような表示を行うことを目的として、近年、受検数量が増加しています（図I-4-5）。

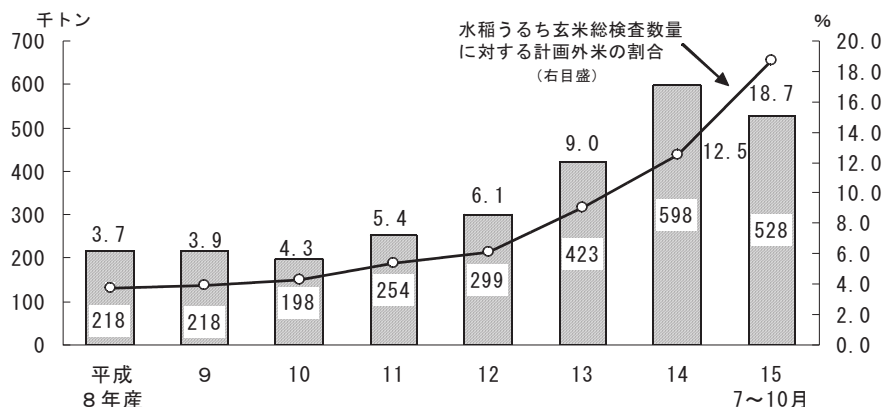
### 図I-4-4 米穀の検査数量の推移



資料：農林水産省調べ

- 注：1) 平成13年産以前の各年産は最終検査数量（翌年の10月末日）。  
 2) 14年産は、15年9月末日時点の検査実績。  
 3) 15年産は、15年10月末日現在の値である。  
 4) 13年産より民間検査の開始。

### 図I-4-5 計画外流通米(水稲うるち玄米)の検査数量の推移



資料：農林水産省調べ

- 注：1) 平成8～13年産は、検査最終数量(10月末日)。  
 2) 14年産は、集荷数量の内、検査を受けた数量（15年9月末日現在）  
 3) 15年産は、15年10月末日現在の値である。

## II 直近の米の需給動向

近年の米の需給動向は、平成6年産以降10年産を除いて、毎年作況指数が100を超える状況であったこと等から、大幅な緩和基調で推移してきました。

しかしながら、15年産米については、低温・日照不足の影響等から作柄が悪化し、作況指数が90（15年10月15日現在）となりました。

このような作柄状況となっても、米の在庫が十分あったことから、全体として安定供給に支障を生ずる状況にはありません。ただ、年産、産地品種銘柄、用途ごとの米の需給動向には、変化が生じてきています。

以下では、①15年産米の不作懸念の中で行われた米の取引状況、②こうした状況を踏まえて行われた安定供給のための取組を中心に、直近の米の需給動向を紹介します。

### 1 米の消費に関する直近の動向

- 直近の1人当たり消費量は減少傾向が続いている
- 直近の1人当たり購買行動には顕著な変化は生じていない

#### (1) 米の消費量の変化

直近の1人当たり消費量の動向を見ても、中長期の動向と同じく減少傾向が続いています（表Ⅱ-1-1）。

平成15年度に入ってから、7月に前年同月比で増加した以外は、依然として減少傾向が続いています（図Ⅱ-1-1）。

表Ⅱ-1-1 年度別米の1人1ヵ月当たり消費量の増減率

(単位：%)

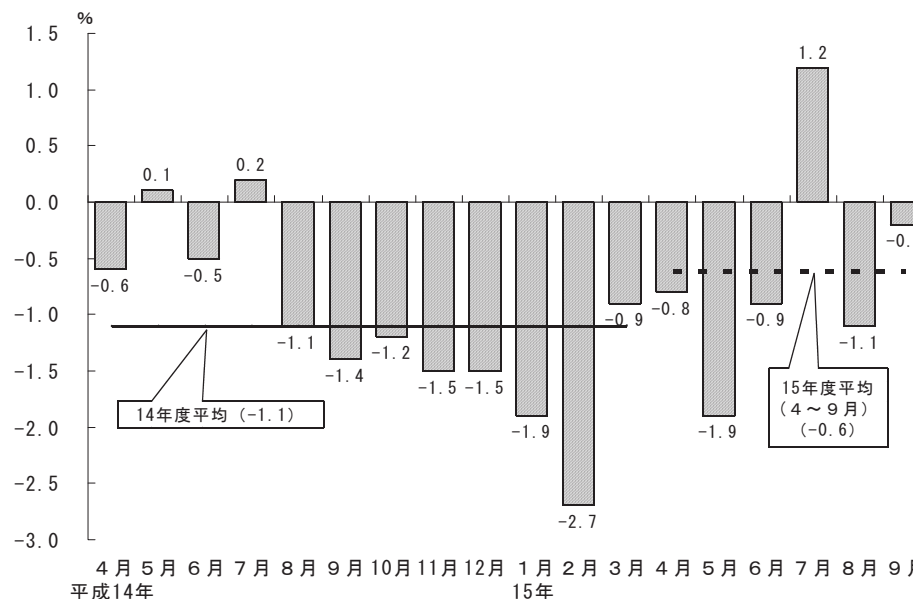
	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
対前年比	▲ 0.9	▲ 1.1	0.1	▲ 1.7	▲ 1.1

資料：農林水産省「米の消費動向等調査」

注：1) 毎月、全国8,340世帯を対象とした調査である。

2) 1人1ヵ月当たりの消費量の年度平均値についての対前年比である。

図Ⅱ-1-1 月別米の1人1ヵ月当たり消費量の増減率  
(対前年同月比)



資料：農林水産省「米の消費動向等調査」

注：表Ⅱ-1-1の注1)と同じ。